

いじめ防止対策基本方針



山梨市立山梨小学校

〒405-0033 山梨県山梨市落合1-7

TEL0553-22-2016

FAX0553-22-9926



もくじ



I	いじめ問題に関する基本的な考え方	1
	はじめに	
1	いじめの定義	
2	いじめに関する基本的認識	
II	未然防止の取組	2
1	具体的な指導計画の作成	
2	実態把握の重要性	
3	自尊感情を高める「学習指導，学級活動，学年・学校行事」の充実	
4	人権教育・道徳教育の充実	
5	保護者・地域住民との連携	
III	早期発見の取組	6
1	いじめの態様	
2	早期発見のための手立て	
IV	いじめへの対処	10
1	いじめ対応への基本的な流れ	
2	いじめの発見時の緊急対応	
3	ネットいじめへの対応	
V	いじめ対策組織の整備	14
VI	重大事態への対処	14
VII	その他の留意事項	15
1	組織的な指導体制	
2	校内研修の充実	
3	校務の効率化	
4	学校評価と教員評価	
5	地域や家庭との連携について	
	いじめ防止年間計画	17
	山梨市立山梨小学校いじめ防止対策委員会設置要綱	18
	いじめ重大事態発生時の対応のフロー図	19
	参考資料	20

I いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に、学校・家庭・地域が一丸となって取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。全ての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動と密接に関わっており、全ての教職員が日々実践することが求められる。未然防止の基本となるのは、児童が、周りの友達や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、年度当初に全教職員で確認するとともに、学校のホームページ等で公開することに加え、児童生徒や保護者に対して、年度当初や入学時に必ず説明する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。[いじめ防止対策推進法第2条]

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子供の立場を尊重しなければならない。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子供の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。

*文部科学省では、従来「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としていたが、平成18年度から「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と見直しを行った。従来の定義から

「継続的に」「深刻な」といった文言が削除された背景は、いじめられる側の精神的・身体的苦痛を重く受け止めたことに他ならない。

2 いじめに関する基本的認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑨は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる学校風土を築くために学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加わっていることを教える。

1 具体的な指導計画の作成

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、

学校全体でいじめ問題に取り組むといった、年間を見通した予防的・開発的な組を計画・実施する必要がある。

【具体的な取組】

- 「いじめ防止年間計画」を年度当初に確認する。〔P.15 年間計画 参照〕
- 職員会議等を活用し、PDCAサイクルの取組を充実させる。

2 実態把握の重要性

小学生の場合、いじめに関して自ら訴えてくるケースは比較的少なく、潜在化してしまう危険性が高い。「大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい」「教職員の子供観や指導の在り方が問われる問題である」といったいじめに対する基本的な認識を常に頭に置きながら、実態把握に努めなければならない。

【具体的な取組】

- 子供と向き合える「ゆとりある教育課程の編成」に努める。
- 日頃から子供の気持ちや行動・価値観に共感的に理解しようとするカウンセリング・マインドの資質・能力の向上に努める。

3 自尊感情を高める「学習指導、学級活動、学年・学校行事」の充実

主体的な活動を通して、子供たちが自分自身を価値ある存在として認め、大切に思う自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切となる。授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」といった経験が、子供たちを成長させる。また、教職員の子供たちへの温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、子供を大きく変化させる。

① 子供の眼差しと信頼

子供は、周囲の環境から大きな影響を受ける。子供にとって教職員の姿は、重要な教育環境の一つである。教職員が子供たちに対して愛情をもち、配慮を要する子供を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子供たち自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

《 子供に自信をもたせる「とっておきの言葉」 》

- 「そう、〇〇ができたの。すごいね。先生もうれしいよ。」
- 「約束だよ。信じてるからね。」
- 「あのときの態度、とても立派だったよ。とても大きく見えたよ。」
- 「〇〇することは、とても勇気のいることだったでしょう。感心したよ。」
- 「そうか、それはいいところに気付いたね。」
- 「あなたが大切だからこそ、こうやって話をするんだよ。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢が素晴らしいよ。」・・・他

② 教職員の協力・協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、話したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織を有効に機能させ、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、子供たちと向い合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

【具体的な取組】

- 正しい言葉遣いの指導
- 子供に自信をもたせる言葉かけ
- 他者と関わる機会の設定（学習活動，学年・学校行事，児童会活動）
- 自然・社会体験の充実（生命に対する畏敬の念，感動する心）

4 人権教育・道徳教育の充実

- ① いじめは、相手の「人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子供たちに様々な機会をとらえて理解させることが重要である。
- ② 子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である「生命尊重の精神」や「人権感覚」を育むと共に、人権意識の高揚を図る必要がある。
 - ・ 子供達に対して、傍観者とならず、いじめの防止対策のための組織への報告を始めとするいじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ③ 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。
 - ・ いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、子供がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。
- ④ いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない」「許さない」という人間性豊かな心を育てることが大切になる。
- ⑤ 子供たちは、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」，「やさしさ」などに触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの防止につながると考えられる。
- ⑥ 人権教育では、子供の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが重要である。

【具体的な取組】

○ 道徳指導の充実

〔「生命尊重」「思いやり・親切」「友情・信頼・助け合い」「敬虔」…等〕

- ・ 発達障害を含む障害のある子供，海外から帰国した子供や外国人の子供，国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる子供，性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供，災害等により他地域から避難している子供，新型コロナウイルス感染症関係の子供を含め，学校として特に配慮が必要な子供については，日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の子供に対する必要な指導を組織的に行う。

5 保護者・地域住民との連携

子供の健全育成を目指す上で，保護者・地域住民との連携は不可欠である。また，万が一，いじめが発生した場合，即座に学校へ連絡できるよう，日頃から保護者や地域の方々との信頼関係を築いておくことが大切である。さらに，PTAの各種会議保護者会等において，いじめの実態や指導方針等の情報を提供し，意見交換をする場や，いじめのもつ問題性や家庭教育の在り方などについて考える場を設けることが有効となってくる。

【具体的な取組】

- PTAの各種会議や懇談会等の活用
- 学校・学年だよりなどにおける広報活動の充実
- 授業参観における道徳授業，学級活動等の公開

6 関係機関との連携

いじめ問題の対応においては，学校の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，関係機関（警察，児童相談所，地方法務局等）との適切な連携が必要であり，平素から，学校や教育委員会は関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催など，情報共有体制を構築しておくことが必要である。

7 保護者の役割について

保護者は，家庭の温かな人間関係の中で，児童生徒がいじめを行わないように，規範意識を養うための指導を行うように努めなければならない。また，保護者は，国，地方公共団体，学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに，日頃から，いじめの防止等について理解を深め，児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

Ⅲ 早期発見の取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子供たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。日頃から子供たちが示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにし、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により児童がいじめを訴えやすい環境を整え、実態把握に取り組む。また、子供たちに関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

1 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとるようになる。

【分 類】

【抵触する可能性のある刑罰法規】

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
……………脅迫、名誉毀損、侮辱
- ② 仲間はずれ、集団による無視
……………※刑罰法規には抵触しない
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。……………暴行
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。……………暴行・傷害
- ⑤ 金品をたかられる。……………恐喝
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
……………窃盗、器物破損
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
……………強要、強制わいせつ
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
……………名誉毀損、侮辱

2 早期発見のための手立て

① 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子供たちの様子に目を配る。「子供たちがいるところには、教職員がいる」ようにし、子供たちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

② 観察の視点

成長の発達段階からみると、子供たちは中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発

生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど、担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に当たる。

③ 児童生活アンケート（いじめ実態調査）

実態に応じて随時行うこととする。定期的には、6月、10月、2月の各学期途中に1回行う。実施方法については、原則無記名で行う。また、アンケートはあくまで手法の一つであり、教員と児童生徒の信頼関係の上で初めてアンケートを通じたいじめの訴えや発見がありうること、アンケートを実施した後には起きたいじめについては把握できないことなどに留意する。

④ 個人ノート・生活ノート・日記等

必要に応じて気になる児童には日記や生活ノートを書かせたり、連絡帳でこまめに保護者と連絡を取り合ったりし、担任と児童生徒・保護者が日頃から連絡を密にすることで、信頼関係が構築できる。また、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

⑤ 教育相談（学校カウンセリング）

日常生活の中での教職員の声かけなど、子供たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくるのが重要である。それは、教職員と子供たちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施するなど、相談体制を整備するとともに、いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について、広く周知する。

⑥ 保健室の様子から

頭痛、腹痛を頻繁に訴えるようになったり、保健室に行くことが多くなったりするなどの兆候がみられたら、保健室での児童の様子を養護教諭が担任に伝えるようにする。

⑦ 本人からの相談

日頃から「よく言ってくれたね」「全力で守るからね」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考える。保健室や会議室等、一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。また、「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。留意点として、児童に対して多忙さやイライラした態度を見せつけることは避ける。児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにも関わらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

※事実関係の客観的な把握、状況の聴取だけにならないように注意する。

⑧ 周りの友達からの相談

いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。また、「よく言ってきたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

⑨ 保護者からの相談

保護者がいじめに気付いたときに、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていないときこそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童のよいところや気になるところなど、学校の様子についてこまめに連絡しておくことが必要である。なお、児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

⑩ 警察との連携

学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に合うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を整備する。また、いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処し、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。なお、いじめが犯罪行為に相当し得るとめられる場合には、学校としても、警察への相談・報告を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知する。学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行っていく。

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」
https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf



※警察に相談・通報すべきいじめの事例

- 暴行（刑法第 208 条）
 - ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
 - ・無理やりズボンを脱がす。
- 傷害（刑法第 204 条）
 - ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
- 強制わいせつ（刑法第 176 条）
 - ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 恐喝（刑法第 249 条）
 - ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
 - ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- 窃盗（刑法第 235 条）
 - ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。・財布から現金を盗む。
- 器物損壊等（刑法第 261 条）
 - ・自転車を壊す。・制服をカッターで切り裂く。
- 強要（刑法第 223 条）
 - ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- 脅迫（刑法第 222 条）
 - ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 名誉毀損，侮辱（刑法第 230 条，231 条）
 - ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
- 自殺関与（刑法第 202 条）
 - ・同級生に対して「死ぬ」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。
- 児童ポルノ提供等（児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条）
 - ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
 - ・同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。
 - ・同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。
 - ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
- 私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条）
 - ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

IV いじめへの対処

いじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得る。そのためには、当事者や保護者の訴えに誠実に耳を傾け、目に見える形で即時的な対応を心がけるとともに、「いじめは絶対に許さない」という断固とした姿勢を学校として貫くことが重要である。問題を軽視することなく、いじめられている子供の苦痛を取り除くことを最優先にし、迅速な指導を行い、解決に向け学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめ再発防止に向け、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

また、各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておき、組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことが求められる。

いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

1 いじめ対応への基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- 内容によって「いじめ対策委員会」を招集する。
- いじめられた子供を保護する。
- 見守る体制を整備する。



正確な実態把握

- 個々に聞き取りを行う。
- 関係職員と情報を共有し、正確に把握する。
- いじめの全体像を把握する。



指導体制・指導方針

- 指導のねらいを明確にする。
- 全ての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。



児童への指導・支援

- いじめられた子を保護し、不安を取り除く。
- いじめた子に「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

↓

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法について話し合う。

↓

今後の対応

- 継続的な指導・支援を行う。
- カウンセラーなどの活用も含め心のケアに当たる。
- 今後、更なる心の教育の充実に努める。

2 いじめ発見時の緊急対応

① いじめられた子供に対して

【子供に対して…】

- ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」をしっかりと伝える。
- ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・ 自信をもたせる言葉かけをするなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して…】

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で子供の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた子供に対して

【子供に対して…】

- ・ いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、子供の背景にも目を向け指導する。
- ・ 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して…】

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた子供や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうする思いを伝える。

- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子供の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの子供に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

④ 継続指導の重要性

- * いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合＝、この目安にかかわらず、学校の設置者またはいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策

のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを設定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

- ・いじめが解消したと判断できる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ・いじめられた子供のよさを見付け、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子供、いじめた子供の双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに当たる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のための日常的な取組を洗い出し、いじめのない学校づくりへ向けて取組を強化する。

3 ネットいじめへの対応

ネット上のいじめとは…

- パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板等へ書き込んだり、直接、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの
- * インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校・家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して対策を検討する。
- * 児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。
- * インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態は実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。
- * インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。
- * 学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と綿密に連携・協力し、双方で指導を行う必要がある。

V いじめ対策組織の整備

いじめ問題への取組に当たっては、校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない学校風土を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、学校教育活動全般において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、「いじめ防止対策推進法（第22条）」に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、総合的な取組を展開していく。

〔山梨市立山梨小学校 いじめ防止対策委員会 設置要綱参照〕

VI 重大事態への対処

重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）文部科学省」により適切に対応する。

① 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

(ア) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・心身に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日以上を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も重大事態と考え対処する。

(ウ) 児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあった時

- ・児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。事案内容により、所轄警察署への通報を行う。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

重大事態の調査は、当該事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に

資するために行うものである。重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

② 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果を適切に提供する責任

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

イ 調査結果の報告

調査結果は教育委員会を通して市長に報告する。上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。

Ⅶ その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。加えて、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民等の参加を図ることが考えられる。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置付けた校内研修の実施が望まれる。

3 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校

務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

4 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

5 地域や家庭との連携について

本校のいじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

いじめ防止年間計画

山梨市立山梨小学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	職員会議で方針の確認					事業発生時、緊急対応会議の開催						
	いじめ対策委員会				教職員研修の実施		毎月の職員会議における情報交換		学年懇談会での啓発			いじめ対策委員会
防止対策		学級・学年づくり 人間関係づくり		児童会活動の充実〔集会活動（集団づくり）、あいさつ運動、花いっぱい運動等〕								
		道徳・人権教育の充実		情報モラル教育		カウンセリング等の研修への参加						
早期発見	相談窓口の周知		生活アンケート実施				生活アンケート実施			生活アンケート実施		
			教育相談				教育相談		個人懇談会の活用			

山梨市立山梨小学校 いじめ防止対策委員会 設置要綱

(設置)

第1条 平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(目的)

第2条 いじめは全ての学校・児童等に関係する問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが生じた場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

(委員会)

第3条 委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭の他、校長が指名する職員によって構成する。校長の判断により必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

2 委員会は、毎月1回開催する。いじめ発見の場合は、校長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し組織的で迅速な対応をする。

(取組内容)

第4条 委員会は、実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いや情報が得られるように努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめが生じた場合の適切かつ迅速な対処ができることをめざして、次の業務を遂行する。

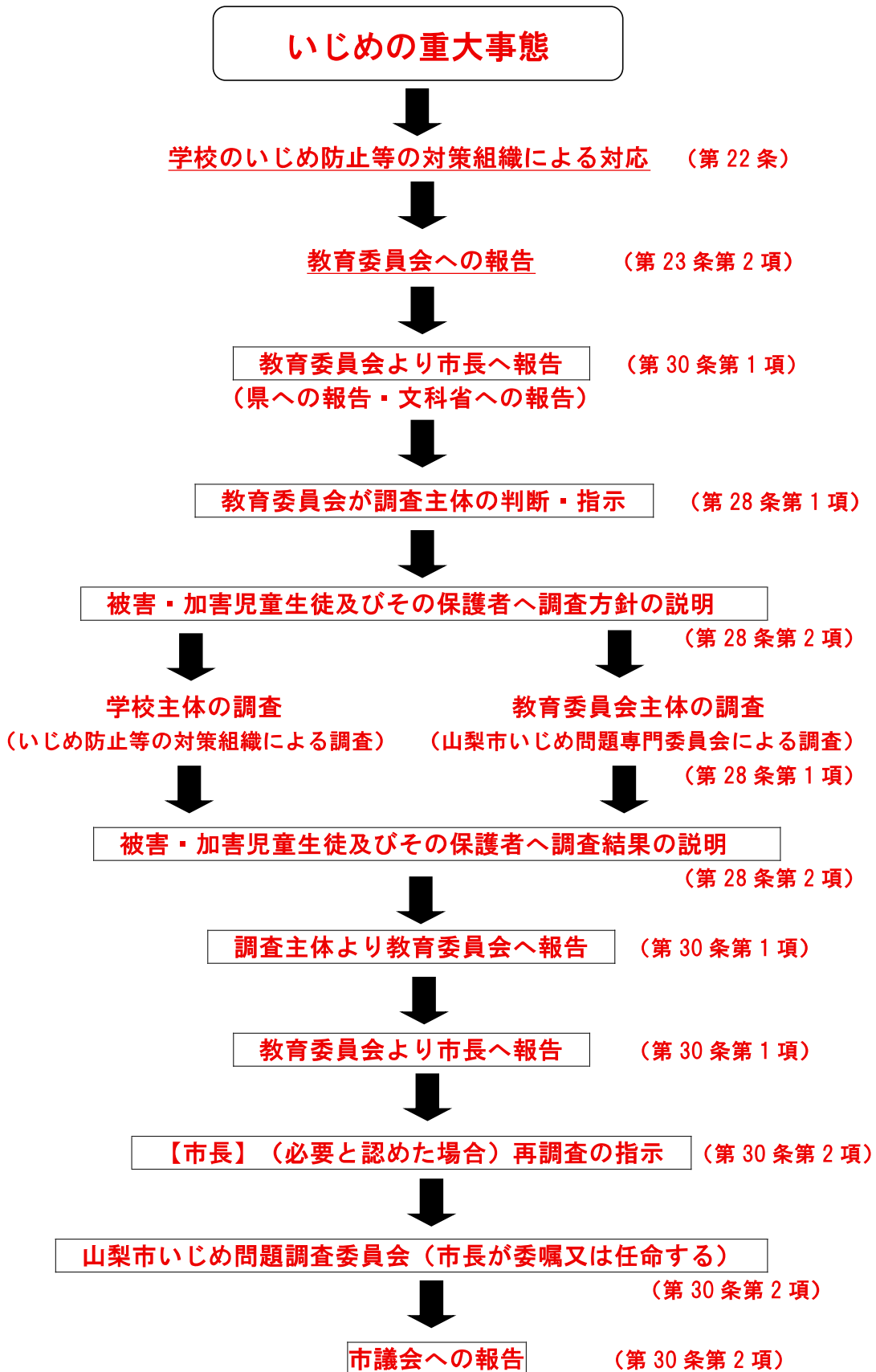
- 一 いじめの未然防止の体制整備及び取組
- 二 いじめの状況把握及び分析
- 三 いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- 四 いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- 五 いじめを行った児童に対する指導
- 六 いじめを行った児童の保護者に対する助言
- 七 専門的な知識を有する者等との連携
- 八 その他いじめの防止に係ること

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は校長が定める。

附則 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

【重大事態発生時の対応のフロー図】



※ () 内は、「いじめ防止対策推進法」の条項を示す

参考 いじめに関する生徒指導提要の重層的支援構造

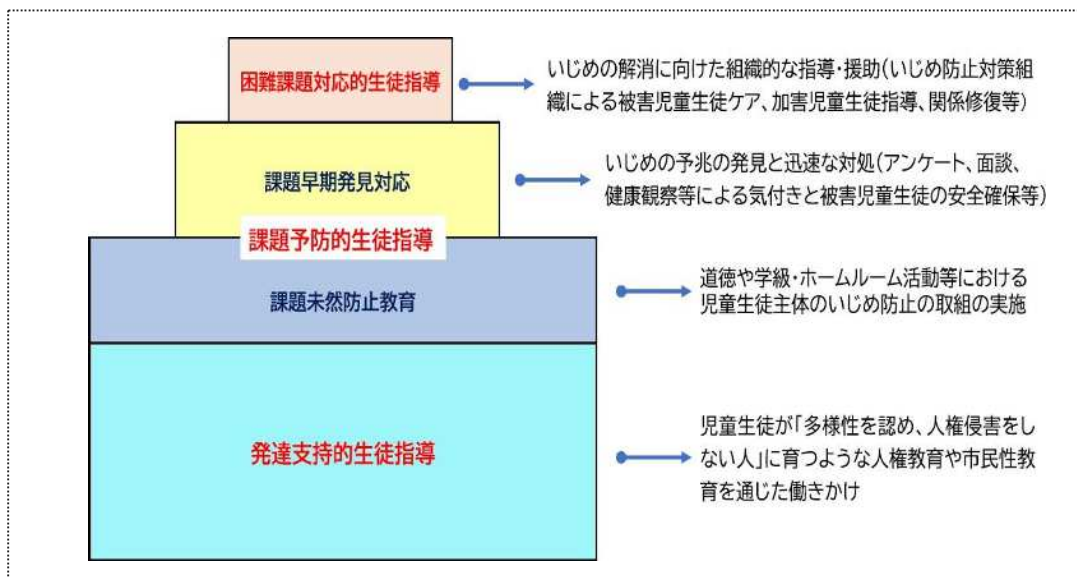
(文部科学省「生徒指導提要」令和4年12月)

法第8条において、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定されました。それまでは、いじめが起こった後の「対処」に焦点が当てられがちでしたが、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序が明確に示されたと言えます。この対応のプロセスは、下の図に示した生徒指導の4層の支援構造である、①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導と重なるものです。

具体的には、全ての児童生徒を対象に、①発達支持的生徒指導として、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけたり、②課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行ったりします。

さらに、③課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努めます。予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がけます。同時に、学校いじめ対策組織へ状況を報告し、継続的な指導・援助が必要な場合は、④困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメント（→3.4.2(1) 困難課題対応的生徒指導及び課題早期発見対応におけるチーム支援）に基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進めます。保護者とも連携しながら、被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどが目指されます。

各学校においては、いじめの認知率を高め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけることが求められます。



いじめ対応の重層的支援構造

参考 いじめ重大事態への対応

いじめの重大事態については、「重大事態ガイドライン」により適切に対応する。

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）」

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf



(1) 重大事態ガイドラインの構成

第 1 章 重大事態調査の概要及び調査の目的

第 2 章 いじめ重大事態に対する平時からの備え

第 3 章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

第 4 章 重大事態を把握する端緒

第 5 章 重大事態発生時の対応

第 6 章 調査組織の設置

第 7 章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

第 8 章 重大事態調査の進め方

第 9 章 調査結果の説明・公表

第 10 章 重大事態調査の対応における個人情報保護

第 11 章 調査結果を踏まえた対応

第 12 章 地方公共団体の長等による再調査

【別添資料 1】いじめ（いじめの疑いを含む。）により、これまで各教育委員会等で重大事態として扱った事例

【別添資料 2】いじめ重大事態に係る申立様式

《参考》法・基本方針の関連する規定

(2) 留意事項

① 重大事態ガイドラインの研修・啓発について

重大事態ガイドラインは、重大事態調査が適切に行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものである。各教育委員会においては、重大事態ガイドラインや添付資料等を活用し、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めること。

さらに、年度初めの職員会議等において、学校基本方針はもとより、法、国の基本方針や本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から実効的な取組を行うよう努めること。

② チェックリストの活用について

各学校においては、平時からの備え及びいじめ重大事態調査の際には、重大事態ガイドライン別添 3 のチェックリスト（右記 QR コード参照）を、実情に応じて編集のうえ活用すること。

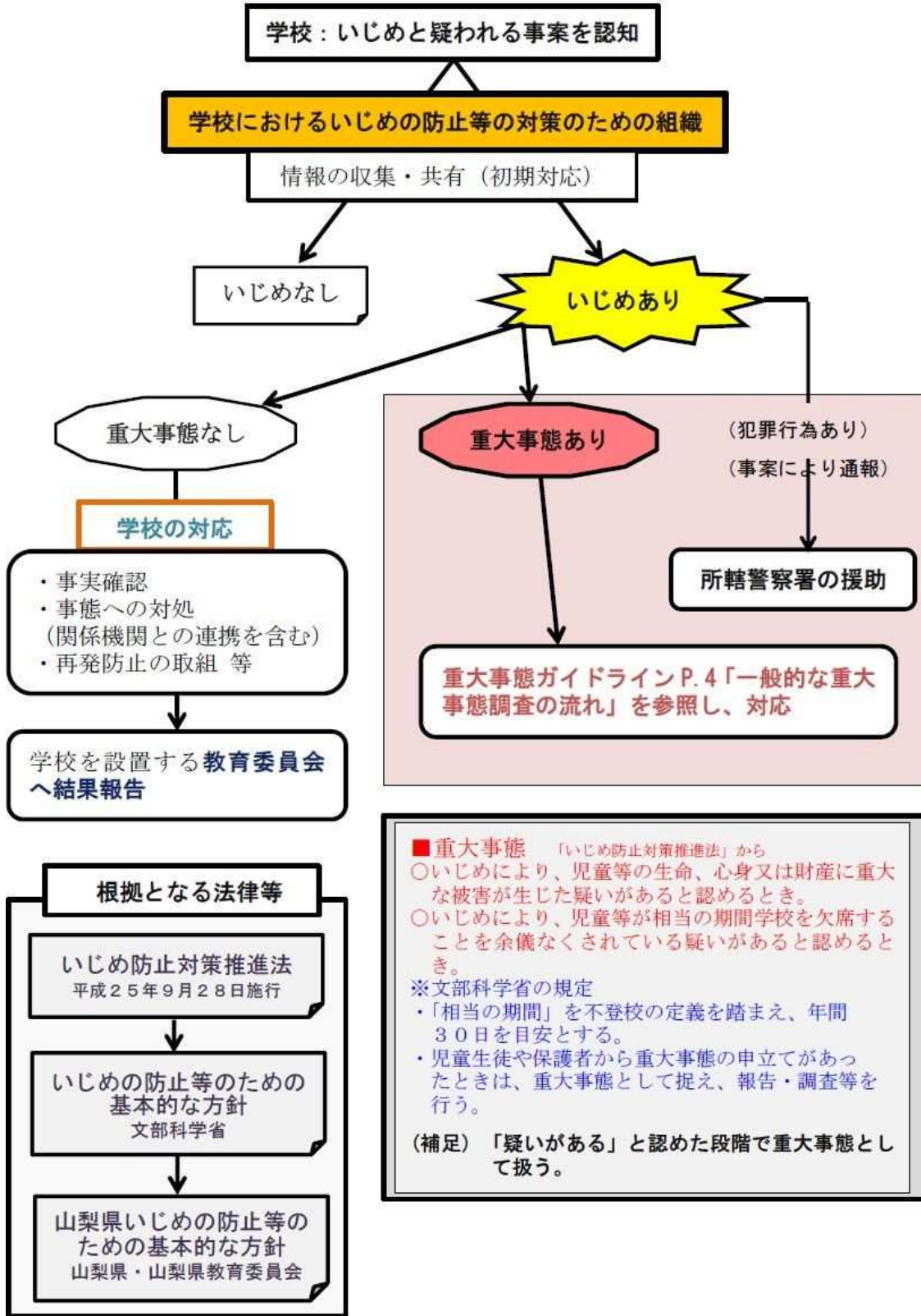
文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_4.docx



【参考】いじめ事案への対応フロー

いじめ防止対策推進法に規定されるいじめ事案への対応



【参考】いじめの対策等に関する法律や国の通知

○平成 25 年 9 月 28 日付け通知

「いじめ防止対策推進法」について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm



○平成 29 年 3 月 16 日付け通知



「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm

○令和 5 年 9 月 5 日付け事務連絡

「いじめ調査アドバイザーの運用開始について」

<https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi/ijime-chousa>

(こども家庭庁「いじめ調査アドバイザーについて」ホームページ URL)



○令和 5 年 12 月 6 日付け事務連絡



「生徒指導提要の改訂について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

○令和 5 年 2 月 7 日付け通知

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」

https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf



○令和 5 年 3 月 10 日付け事務連絡



「いじめ重大事態に関する国への報告について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00001.htm

○令和 6 年 8 月 30 日付け通知

「いじめ重大事態に関するガイドラインの改訂について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm



改訂の主なポイント

1 生徒指導提要の改訂等に伴ういじめ問題への対応の強化・徹底

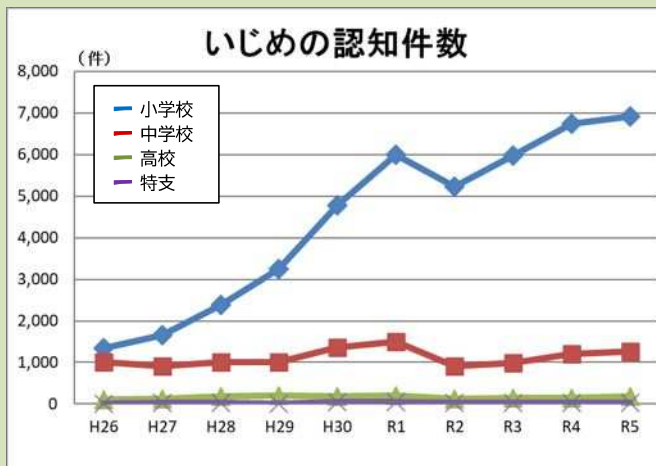
- ①いじめを受けた児童生徒の安全・安心の確保
- ②学校いじめ防止基本方針の策定・公開・説明
- ③保護者との連携
- ④いじめ早期発見のための対策

2 警察との連携の徹底

3 いじめ重大事態への適切な対応

※具体的な内容は方針P.3を参照

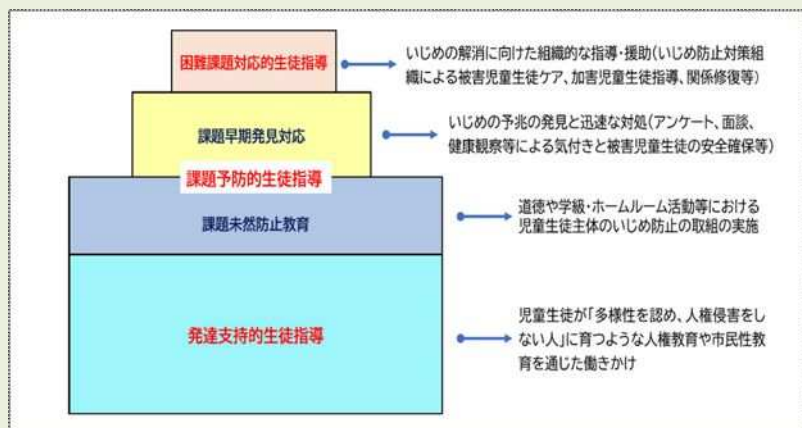
いじめをめぐる現状



令和5年度のいじめの認知件数(県内公立)
 小学校6,926件 中学校1,274件
 高校 183件 特支 25件
 児童生徒1,000人当たりの認知件数
 山梨県119.1件(全国国公立57.9件)

いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

～生徒指導提要より～



【未然防止に向けた生徒指導】

○課題未然防止教育

全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施

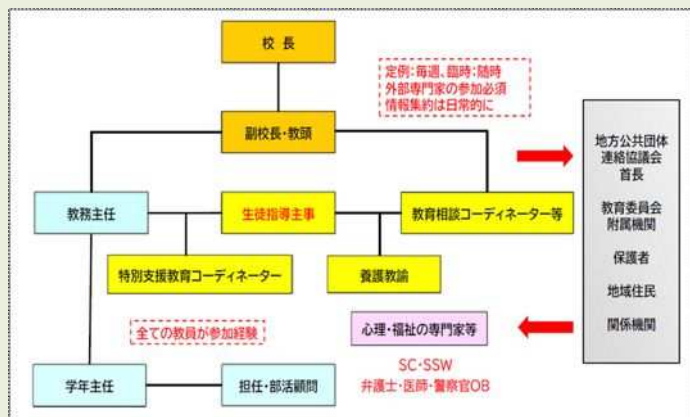
○発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織(方針P.11～)

組織の役割

- いじめ問題対策の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- 緊急会議の開催
- 情報の集約と共有化
- 学校いじめ防止基本方針の点検・検証
- 重大事態調査組織の母体(学校主体の調査の場合)



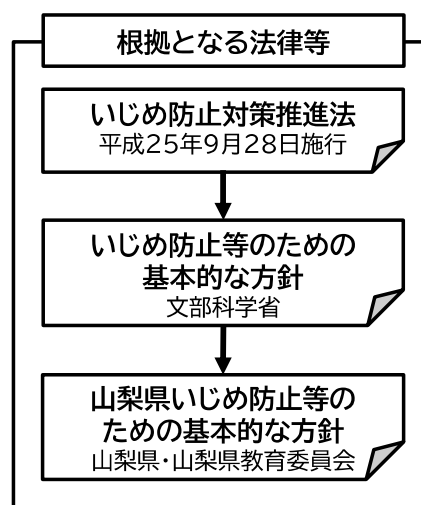
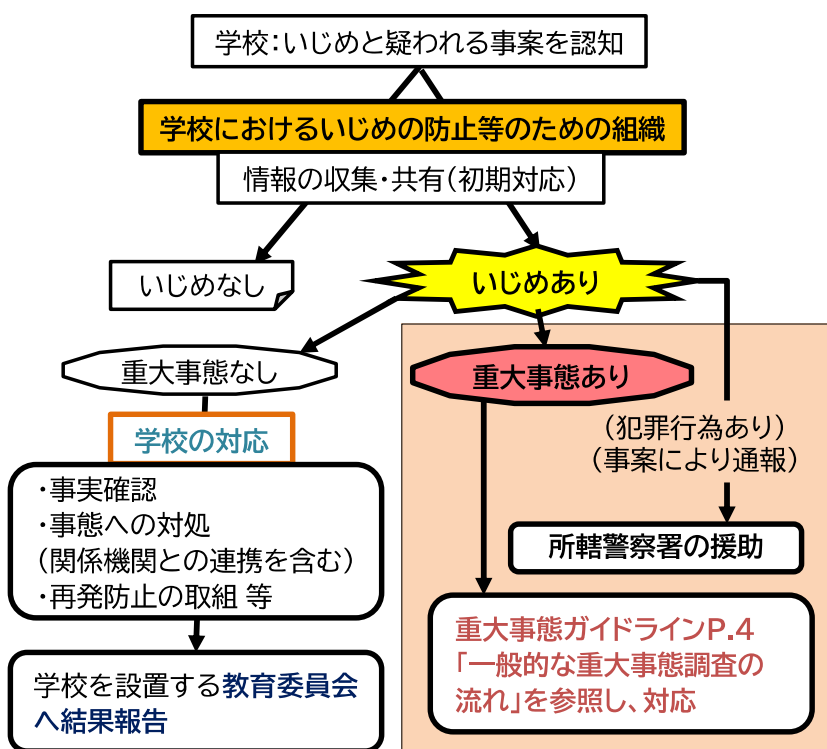
学校いじめ対策組織の例(生徒指導提要)

山梨県いじめの防止等のための基本的な方針

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

①児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と②一定の人間関係にある他の児童生徒が行う③心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が④心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条）。

法に規定されるいじめ事案への対応(方針P.19)



■重大事態（いじめ防止対策推進法から）
 ○いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 ○いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 ※文部科学省の規定
 ・「相当の期間」を不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
 ・児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態として捉え、報告・調査等を行う。
 【補足】「疑いがある」と認めた段階で重大事態として扱うこと。

Point

- ①組織への報告(特定の教職員の抱え込みの禁止)
- ②初期対応(丁寧な聴き取り・組織的な対応)
- ③関係機関等との適切な連携

いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態については、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂)」により、適切に対応する。



山梨県いじめの防止等のための基本的な方針

https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/jidouseitoshien/ijime_hutoko_soudan/kihonhoshin.html

